

改造自動車の届出に必要な範囲

Ash : 2016.6.13

届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	改造の内容及び改造の事例の留意すべき事項
(1) 車枠及び車体	① フレーム(車枠)を有する自動車であって、次に掲げるフレームの変更を行うもの ・ フレーム形状の変更 ・ フレームの断面形状の変更 ・ ホイールベース間のフレームの延長又は短縮	ストレート⇔キックダウン コ形⇔□形	標準車のホイールベースを基とする。
	② モノコック構造の車体を有する自動車であって、次に掲げる変更を行うもの ・ 直径が250mmの円の範囲を超えて、穴または切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの ・ 車体の形状を箱型⇔幌型にするもの ・ アンダーボディー又はルーフを変更して、運転者室、客室及び荷台を延長又は短縮するもの ・ フロント: オーバーハング部又はリヤ・オーバーハング部を延長又は短縮するもの ・ 乗合自動車等(いわゆるバス型のモノコック構造の車体をいう。)の主要骨格構造を変更するもの	標準車⇔リムジン車 乗降口の追加等	主要骨格構造(車体強度を主として受け持つ骨材部分(各メンバ部、各フレーム部、各アンカ部、各ピラー部、サイドシル部、サイドレール部等をいう。以下同じ)を変更するものを含む。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴う場合にはこれによらず、届出対象とする。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 「乗合自動車等の主要骨格構造」とは、車体強度を主として受け持つ窓下部の骨材及び乗降口周辺をいう。
	③ 二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの	オートバイ⇔側車付オートバイ (サイドカー型、トライク型)	二輪自動車部分に変更を加えないものを含む。
(2) 原動機	① 型式の異なる原動機に変更するもの		
	② 原動機の総排気量を変更するもの	ボア・ストローク変更	
(3) 動力伝達装置	① プレベラシャフトについて次に掲げる変更を行うもの ・ 寸法又は材質の変更		新設又は追加するものを含む。
	② ドライブシャフトについて次に掲げる変更を行うもの ・ 寸法又は材質の変更		新設又は追加するものを含む。 *1
	③ トランスミッションについて次に掲げる変更を行うもの ・ 操作方式の変更 ・ 異なるトランスミッション型に変更するもの ・ クラッチ方式の変更	手動式⇔自動式 A型⇔B型 機械式⇔電磁式	変速比は変速段数の変更を除く。 同方式で強化型に変更するものは除く。 新設又は追加するものを含む。
	④ 駆動軸数の変更を行うもの	後輪(前輪)駆動⇔全輪駆動	
	⑤ 駆動軸への動力伝達方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ チェーン式⇔ベルト式⇔ドライブシャフト式		新設又は追加するものを含む。 原動機から駆動軸までの動力伝達方式の変更をいう。 ベルト、チェーン式などの併用式を含む。
(4) 走行装置	① 走行方式について次に掲げる変更を行うもの ・ タイヤ⇔カタピラ又はそり		新設又は追加するものを含む。
	② フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの	二輪車⇔側車付二輪車⇔三輪車	新設するものを含む。ただし③にかかわる場合を除く。
	③ 軸数の変更を行うもの		
(5) 操縦装置	① かじ取りハンドルの位置の変更を行うもの	右⇔左	かじ取りハンドルを追加するものを含む。
	② 操舵軸数の変更を行うもの	4WS⇔2WS	乗車定員10人以下の乗用自動車に備える油圧、電力などで作動する後輪の操舵機構を取り外し2WSとしたものは改造届出を要さないものとする。
	③ リンク装置について、次に掲げる変更を行うもの ・ ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの	ラック&ピニオン式⇔ボールナット式	新設又は追加するものを含む。 ギヤボックスの変更等に伴い、ロッド、アーム類及びナックルを変更するものを含む。
	④ かじ取操作方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ 手動式から足動式		新設又は追加するものを含む。
(6) 制動装置	① 制動方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ ・ 内部拡張式⇔外部収縮式 ・ 油圧式⇔空気式	ディスク式駐車ブレーキ⇔ドラム式駐車ブレーキ ディスク式主ブレーキ⇔ドラム式主ブレーキ	次の場合にあつては、改造届出を要さないものとする。 ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダー及びホイールシリンダー、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキ・ドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧(空気圧)弁等を変更したもの
	② 懸架方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの	ストラット式⇔マルチリンク式 リジッドアクスル式⇔独立懸架式	新設又は追加するものを含む。 リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。 車輪式の走行装置を保持するための部品、二輪自動車、側車付二輪自動車のスイングアーム、フロントフォークを除く。 サスペンションアームとは、テンションロッド、ラテラルロッド、アライメント調整を目的とするリンク等、専ら車輪の位置決めに用いる部品を除き、緩衝装置の作動を主に受け持っているものをいう。
(7) 緩衝装置	① 緩衝装置の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・ コイルスプリング⇔リーフスプリング⇔トーションスプリング⇔ウォーキングビーム⇔トラニオン⇔エア(油圧)サスペンション		その他の形式の緩衝装置の種類に変更したものを含む。 複合式に変更したものを含む。(車高の調整を行うことを目的とするもの等緩衝装置の補助的な役割(主ばねが路面からの衝撃に対し十分な容量を有している場合をいう。)を持つばね等の装置等を除く。)
	② 懸架方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの	ストラット式⇔マルチリンク式 リジッドアクスル式⇔独立懸架式	新設又は追加するものを含む。 リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。 車輪式の走行装置を保持するための部品、二輪自動車、側車付二輪自動車のスイングアーム、フロントフォークを除く。 サスペンションアームとは、テンションロッド、ラテラルロッド、アライメント調整を目的とするリンク等、専ら車輪の位置決めに用いる部品を除き、緩衝装置の作動を主に受け持っているものをいう。
(8) 連結装置	① 次に掲げる連結器の取付け又は連結器本体について、変更を行うもの ・ 第五輪式連結器 ・ ピントルフック式連結器 ・ ヘルマウス式連結器 ・ ヒッチボール式連結器	A型⇔B型 フルトレーラー牽引用ピントルフック式連結器の取付等	新設、追加又はその他の形式の連結装置の取付等を含む。 この場合における「変更」とはサイズ(牽引可能な重量、第五輪荷重等の許容荷重等)、牽引方式(第五輪式、ピントルフック式等牽引装置の方式)の変更をいう。 連結器の取付装置の変更(スライドカブラのスライド機構の取付け、ハイリフトカブラのリフト機構の取付等)又はボールトレーラーの連結案内棒を連結するための装置の取付けはこの場合の「変更」とみなさない。
	② 燃料の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・ ガソリン⇔軽油⇔液化石油ガス(LPG)⇔圧縮天然ガス(CNG)⇔メタノール⇔その他の燃料 ・ 電気からガソリン等の燃料に変更するもの ・ ハイブリッド		併用式に改造するものを含む。 当該自動車の走行用の燃料として使用しないものを供給等するための装置の追加は除く。 (10) 電気装置にかかわるものを除く。
(9) 燃料装置	① 燃料の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・ ガソリン⇔軽油⇔液化石油ガス(LPG)⇔圧縮天然ガス(CNG)⇔メタノール⇔その他の燃料 ・ 電気からガソリン等の燃料に変更するもの ・ ハイブリッド		併用式に改造するものを含む。 当該自動車の走行用の燃料として使用しないものを供給等するための装置の追加は除く。 (10) 電気装置にかかわるものを除く。
	② 車両外部から走行に係る原動機用蓄電池に充電するための充電装置について、次に掲げる変更を行うもの ・ 充電方式の変更 ・ 外部電源の変更	鉛⇔ニッケル⇔リチウム 接触式⇔非接触式 直流電源⇔交流電源、 単相⇔三相、定格電圧	新設又は追加するものを含む。 新設又は追加するものを含む。
(10) 電気装置	① 走行に係る原動機用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの ・ 取付位置の変更 ・ 電池の定格電圧、種類又は総容量の変更	鉛⇔ニッケル⇔リチウム	新設又は追加するものを含む。
	② 車両外部から走行に係る原動機用蓄電池に充電するための充電装置について、次に掲げる変更を行うもの ・ 充電方式の変更 ・ 外部電源の変更	接触式⇔非接触式 直流電源⇔交流電源、 単相⇔三相、定格電圧	新設又は追加するものを含む。

*1: 補修用自動車部品への交換

例えば、損傷により鋼製ドライブシャフトの交換を行った場合、補修用自動車部品がアルミ製であっても改造自動車の届出は必要ない。しかし補修用自動車部品とは「自動車製作者が当該自動車の補修のために製作したものである」として、仮に鋼製ドライブシャフトから社外品のアルミ製ドライブシャフトへ交換した場合には改造自動車の届出が必要となる。